

2027年度

広島修道大学大学院

入学試験要項

法 学 研 究 科

法 律 学 専 攻

修 士 課 程

目 次

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	1
入学試験制度と評価	2
概 要	3
募集要項	7
Ⅰ. 一般入学試験	11
Ⅱ. 外国人留学生入学試験	13
Ⅲ. 外国人留学生推薦入学試験（指定校）	15
Ⅳ. 社会人入学試験	16
Ⅴ. 社会人推薦入学試験	18
Ⅵ. 学部生推薦入学試験	21
Ⅶ. 大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験	22
本学への交通案内・キャンパス案内	24
受験上の注意	25
2026年度大学院授業科目および担当教員	26
法律学専攻のスタッフ	29

【本学所定出願書類】

- 入学志願票・受験票・照合票〈共通〉
- 志望理由書〈一般・外国人留学生・社会人入学試験用〉
- 研究計画書〈外国人留学生推薦・社会人推薦・学部生推薦・大学院生推薦入学試験用〉
- 教員推薦書〈学部生推薦・大学院生推薦入学試験用〉
- 推薦書〈社会人推薦入学試験用〉
- 履歴書〈社会人推薦入学試験用〉
- 長期履修学生願〈社会人用（希望者のみ）〉
- 履歴書〈外国人留学生用〉
- 留学にかかる収入予定書〈外国人留学生用〉
- 諸納付金減免申請書〈外国人留学生用〉

■ 個人情報の取り扱いについて

出願・入学手続における登録情報および出願書類に記載されている、氏名・性別・生年月日・住所・写真・その他の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」ならびに学校法人修道学園が定める「学校法人修道学園個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する方針」に基づき、取得した個人情報の漏洩、流出、不正利用等がないよう必要かつ適正な管理を行い、入学試験の実施、入学手続、入学予定者に対して行う各種事業、入学者に対する入学後の教育指導及び、これらに付随する業務のために使用するほか、個人が特定できない形に処理した上で、入学試験制度に関する各種統計処理等のために利用します。

また、上記業務の一部を外部業者等に委託し、個人データを提供する場合があります。その場合、本学が委託先に対し、契約等により必要な事項等を定めることで、当該個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

なお、本学の個人情報保護への取り組みについては、下記の2次元コードからご確認ください。

<https://www.shudo-u.ac.jp/privacy.html>



学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

詳細は本学公式Webサイトをご覧ください。

法学研究科

法学研究科は、大学卒業程度の学力を有し、本学で学ぶ意欲を持つ次のような人を広く国内外から受け入れます。

1. 本研究科で学ぶために必要な学力を有し、法学又は国際政治学、地域研究、平和研究、政治学、行政学、政策研究（以下「国際政治学等」という。）に深い関心と自主的に学び研究する意欲のある人
2. 法学又は国際政治学等の分野において、自らの問題意識と課題設定により修士論文・特定課題研究論文を作成する強い意思を持つ人
3. 法学又は国際政治学等に関する専門的知識と課題解決能力を身につけ、将来専門的職業人として社会で活躍することを希望する人
4. 法学又は国際政治学等の分野において、高度に学術的な研究に意欲を持つ人
5. 社会での実務経験を経る中で、法学又は国際政治学等に関連した問題に特別の関心を有する人
6. 複数分野の知識を融合し、複眼的な視点から思考できる能力を身につけ、地域社会の一員として活動することを希望する人

これら意欲ある人を受け入れるため、本研究科は様々な選抜方法を設けて公正・厳格な評価を行います。

法律学専攻

法学研究科法律学専攻は、大学卒業程度の学力を有し、法学を学ぶ意欲と資質を持つ次のような人を広く国内外から受け入れます。

1. 本専攻で学ぶために必要な学力を有し、法学に深い関心と自主的に学び研究する意欲のある人
2. 法学分野において、自らの問題意識と課題設定により修士論文・特定課題研究論文を作成する強い意思を持つ人
3. 法学に関する専門的知識と課題解決能力を身につけ、将来専門的職業人として社会で活躍することを希望する人
4. 法学分野において、高度に学術的な研究に意欲を持つ人
5. 社会での実務経験を経る中で、法学に関連した問題に特別の関心を有する人
6. 複数分野の知識を融合し、複眼的な視点から思考できる能力を身につけ、地域社会及び国際社会の一員として活動することを希望する人

法学研究科法律学専攻の入学試験制度と評価

法学研究科法律学専攻では、選抜方法として、(1)一般入学試験、(2)学部生推薦入学試験、(3)外国人留学生入学試験、(4)外国人留学生推薦入学試験、(5)社会人入学試験、(6)社会人推薦入学試験、(7)大学院生推薦入学試験を実施します。

- (1) 一般入学試験では、大学院での学修に必要な基礎的学力を有し、本専攻で研究する意欲を持った学生を選抜するため、記述試験（「専門科目2科目」または「専門科目1科目と英語」）と口述試験を行う。評価は、記述試験、口述試験および出願書類に基づき総合的に判定する。
- (2) 外国人留学生入学試験では、大学院での学修に必要な基礎的学力を有し、本専攻で研究する意欲を持った外国人留学生を選抜するため、記述試験（専門科目1科目）と口述試験を行う。評価は、記述試験、口述試験およびその他の出願書類に基づき総合的に判定する。
- (3) 外国人留学生推薦入学試験（指定校）では、学業成績が優秀でかつ一定の日本語能力を有する者で、本専攻で研究する意欲を持った外国人留学生を選抜するため、提出された研究計画書等の書類審査と面接試験（免除する場合もある）を行う。評価は、面接試験および出願書類に基づき総合的に判定する。
- (4) 社会人入学試験では、出願時に3年以上の社会的経験を持ち、大学院での学修に必要な基礎的学力を有し、本専攻で研究する意欲を持った学生を選抜するため、記述試験（専門科目1科目と小論文）と口述試験を行う。評価は、記述試験、口述試験および出願書類に基づき総合的に判定する。
- (5) 社会人推薦入学試験では、出願時に3年以上の社会的経験を持ち、勤務する企業、官公庁、国際機関、教育機関その他の団体の長またはそれに準ずる者の推薦を受けた者であって、大学院での学修に必要な基礎的学力を有し、本専攻で研究する意欲を持った学生を選抜するため、口述試験を行う。評価は、口述試験および出願書類に基づき総合的に判定する。
- (6) 学部生（4年次・3年次）推薦入学試験では、本学在学中に優秀な成績を収め、本学教員の推薦を受けた者で、本専攻で研究する意欲を持った学生を選抜するため、面接試験を行う。評価は、面接試験および出願書類に基づき総合的に判定する。
- (7) 大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験では、標準修業年限を短縮して、2年ないし3年で法学および国際政治学、商学または経営学のいずれか2つの修士学位の修得を希望し、現在所属する専攻を優秀な成績で修了する見込みがあり、指導教員の推薦を受けた者で、本専攻で研究する意欲を持った学生を選抜するため、面接試験を行う。評価は、面接試験および研究計画書その他の出願書類に基づき総合的に判定する。

法学研究科法律学専攻（修士課程）の概要

複雑化し絶えず変化する現代社会において今後ますます司法の役割が増大することが予想され、社会の様々な領域で、法についての高度な知識と社会変化に対応できる能力を備えた人材が求められています。

法律学専攻は、このような社会的要請を踏まえ、法学諸領域について高度な専門教育を行い、法学の専門的知識と課題の探求・解決能力を備えた人材の養成を目指しています。

1. 多彩な授業科目と学習目的に応じた2つのコース

憲法・民法・刑法・商法・訴訟法のいわゆる六法科目に加え、行政法・社会法・法制史・税法など多彩な科目を開講するとともに、研究指導・演習によるきめ細かな指導を実現しています。

また、将来の進路や関心など学生の学修目的に応じて、修士論文コースと演習コースの2コースを設置しています。修士論文コースは、特定のテーマ研究を重点とするもので、修士論文の作成に向けて研究を行います。演習コースは、法律学の諸領域を幅広く研究するもので、修士論文に代えて4つの演習論文の作成に向けて研究を行います。

2. 多様な入学試験制度

法学に関する総合的な理解や専門的知識の修得に意欲をもつ人を広く受け入れるために、一般入試のほか、学部生・大学院生推薦入試、外国人留学生入試、社会人入試を実施しています。

3. 1年修了制・ダブルディグリー制・長期履修学生制度

優れた業績を挙げた学生は1年の在学期間で修士の学位を取得できる1年修了制、標準修業年限を短縮して3年ないし2年で法学修士と国際政治学、商学または経営学の修士の2つの学位が修得できるダブルディグリー制を設置しています。

また、社会人の方が学びやすいように3年または4年の修業年限を選択して計画的に履修することのできる長期履修学生制度も導入しています。

4. 公務員・資格取得への支援体制

公務員を目指す学生のサポートとして、必要な専門的知識が修得できるよう憲法・民法・行政法などの関連科目を設置するとともに、官公庁での研修・実習を行っています。税理士や司法書士など法律専門職を目指す学生には、税法・登記法などの科目や司法書士事務所などでの実習科目を開講しています。また、税理士試験における税法科目免除を受けるための十分な環境が整っています。

FP（ファイナンシャル・プランナー）を目指す学生には、日本FP協会のCFP受験資格が認定されるプログラム課程を開設しています。

5. 修了者の進路

これまでの修了者は、各種公務員、進学・研究者、民間企業のほか、税理士・司法書士などさまざまな分野で活躍しています。

6. 取得できる資格

法学研究科法律学専攻では、中学校教諭専修免許状社会および高等学校教諭専修免許状公民を取得するための教職課程を設置しています。

この専修免許状を取得するためには、次の3つの要件を満たすことが必要となります。

- (1) 取得しようとする専修免許状と同一の学校種類・教科の1種免許状を取得していること、または免許状授与の所定の単位を修得していること。
- (2) 修士の学位を有すること。
- (3) 取得しようとする専修免許状に対応した教科及び教科の指導法に関する科目の単位を24単位以上修得すること。

要件(1)に示したように、専修免許状の取得には、入学前に専修免許状に対応した1種免許状または免許状授与の所要資格を取得していることが必要となります。ただし、1種免許状または免許状授与の所要資格を有していないときでも、本学の場合は大学院に在学しながら科目等履修生制度（有料）を利用して、学部開設されている該当科目を履修することで、1種免許状または所要資格を得ることが可能です。ただし、本学大学院生が履修する教職科目については、年間10単位を上限に科目等履修料を免除しています（休学期間は除く）。科目等履修を希望する方は、各入学試験の出願前までに教学センター資格課程係（TEL 082-830-1127）へ問い合わせてください。詳細については科目等履修生細則を参照してください。

なお、「教育実習」は、本学学部の在学学生および卒業生のみが履修できる科目となっておりますが、本学大学院の在学学生は、これに準じて取り扱います。

法律学専攻に関する情報

A. 法律学専攻について

法律学専攻は、現代の社会的要請を踏まえ、法学諸領域における高度な専門的知識と課題の探求・解決能力を備えた、人間性豊かな人材を養成することを教育理念に、将来大学などの教育研究職に就くための基礎的な研究能力を養成すること、各種公務員、企業法務、司法書士・税理士などの専門職に必要な知識と能力を養成することおよび現代社会を多様に支える高度な法的素養のある人材を育成することをめざしています。

B. 修士論文コースと演習コースについて

法律学専攻には、修士論文コースと演習コースがあります。修士論文コースでは、1つのテーマを設けて研究を進め、修士論文を執筆することを目指します。演習コースでは、4つの演習論文を執筆し、それらを特定課題研究論文として提出することを目指します。

修士論文および演習論文のテーマとしては、次のものがあります。

(修士論文)

- ・「業務用資産の取得に伴う贈与税の必要経費該当性について」
- ・「消費税法における対価性について」
- ・「安全配慮義務の法的性質と履行請求」
- ・「譲渡所得における非業務用資産の取得費から減価の額を控除することの妥当性について」

(演習論文)

- ・「課税仕入れを行った日の意義」
- ・「危険運転致死傷罪の故意と過失の区別について」
- ・「女性受刑者の社会復帰支援－受刑者の背景に着目して」
- ・「あおり運転における殺意の認定」
- ・「女子少年の特性に応じた処遇と働きかけ」
- ・「相続税法22条「時価」と租税回避行為－令和4年4月19日最高裁判決－」
- ・「所得税法における「配偶者」について」

C. ダブルディグリー制について

ダブルディグリー制度とは、複数分野の知識を融合し複眼的な視点から思考できる人材の育成を目的として、標準修業年限を短縮して3年ないし2年で2つの修士学位を取得できる制度です。2つの修士学位を取得することは、学問・研究上の可能性を拡大することや、税理士、公務員など将来の進路選択に活用することができます。

法学専攻で導入されているダブルディグリー制度は、(1)国際政治学専攻との間で設置され、国際政治学と法学の修士学位を取得するもの、(2)商学研究科博士前期課程商学専攻・経営学専攻との間で設置され、商学または経営学と法学の修士学位を取得するものがあります。

いずれの制度も、同じ期間に両方の専攻に在学するのではなく、いずれかの専攻を第1専攻として2年間あるいは1年間で修了し、次に大学院生推薦入学試験により第2の専攻に進学して1年間で修了することによって、期間を短縮して2つの学位を取得するシステムです。なお、第2専攻に入学する際、その入学金は免除されます。

ダブルディグリー入学試験の応募資格は、現在所属する専攻を当該年度に優秀な成績で修了する見込みがあり、所属専攻の指導教員の推薦を受けた者となります。

D. 日本FP協会「CFP認定教育プログラム」課程について

法学研究科では、高度専門職業人養成の一環として、ファイナンシャル・プランナー（FP）を目指す学生を支援するため、日本FP協会「CFP認定教育プログラム」課程を設置しています。

ファイナンシャル・プランナー資格には、日本FP協会が認定するFP資格と国家資格であるFP技能士資格があります。前者の日本FP協会の資格には、「普通資格」であるAFP（Affiliated Financial Planner）資格と、「上級資格」であるCFP（Certified Financial Planner）資格があり、このプログラム課程の対象はCFP資格です。

CFP資格を取得するには、年2回実施のCFP資格審査試験に合格しなければなりません。その受験資格はAFP認定者となっていますが、本研究科で開設している「CFP認定教育プログラム」課程で所定の単位を取得し修士課程を修了するとCFP資格審査試験の受験資格が与えられ、直接受験することができます。

E. 長期履修学生制度について

長期履修学生制度とは、職業を有している等の理由で3年または4年で計画的に修学し経済的負担を軽減しつつ当該課程を修了することのできる制度で、社会人入学試験および社会人推薦入学試験の入学者が適用対象となります。

この制度の適用が認められた場合、学費は1単位につき33,000円の履修料を納付することになり、修業年限が3年または4年でも、学費は標準修業年限の2年分とほぼ同額となります。
(20ページ参照)

F. 税理士試験科目の一部免除について

税理士試験は、税法に属する科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法または酒税法、国税徴収法、住民税または事業税、固定資産税）から3科目（所得税法または法人税法のいずれか1科目は必ず選択しなければなりません）と会計学に属する科目（簿記論、財務諸表論）2科目の合計5科目が試験科目となります。しかし、大学院に進学し所定の要件を満たした修士論文を提出した場合、税法科目2科目と会計学科目1科目の試験が免除される制度があります。

法律学専攻において、「税法に属する科目等」の研究により学位が授与され、国税審議会からの認定を受けた場合、税法の試験科目1科目に合格しているときは残りの2科目が合格したものとみなされ、試験の免除を受けることができます。

また、商学研究科においても会計学科目1科目の試験が免除されることがありますので、商学研究科とのダブルディグリー制度を利用すれば3年または2年で税法および会計学に属する試験科目の一部免除を受けることが可能となります。

G. 教育訓練給付金制度の指定講座について

教育訓練給付金制度は、雇用保険被保険者が指定講座に入学し修了した場合、学費の一定割合に相当する額（上限10万円）がハローワークから支給される制度です。法学研究科法律学専攻は、教育訓練給付金制度の支給対象講座に指定されています。詳しくは、教学センター教務第3課大学院担当に問い合わせてください。

募 集 要 項

法学研究科法律学専攻修士課程の学生を次のとおり募集します。

1 試験の種類及び募集の方法

一 般 入 学 試 験	第1次募集・第2次募集を行います。
外 国 人 留 学 生 入 学 試 験	
外国人留学生推薦入学試験（指定校）	
社 会 人 入 学 試 験	
社 会 人 推 薦 入 学 試 験	
学 部 生 推 薦 入 学 試 験	
大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験	

2 募集人員

募 集 人 員		5名
一 般 入 学 試 験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
外 国 人 留 学 生 入 学 試 験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
外国人留学生推薦入学試験（指定校）	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
社 会 人 入 学 試 験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
社 会 人 推 薦 入 学 試 験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
学 部 生 推 薦 入 学 試 験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名
大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験	第1次募集	若干名
	第2次募集	若干名

3 出願期間

第1次募集 2026年8月18日（火）～2026年8月25日（火）（締切日当日必着）

第2次募集 2027年1月25日（月）～2027年2月4日（木）（締切日当日必着）

4 試験日

第1次募集 2026年9月5日（土）

第2次募集 2027年2月13日（土）

5 試験場

本 学

6 合格者発表

第1次募集 2026年9月11日（金）

第2次募集 2027年2月22日（月）

7 入学手続

第1次募集

（1次手続） 2026年9月14日（月）～2026年9月30日（水）（期間厳守）

（2次手続） 2027年2月22日（月）～2027年3月3日（水）（期間厳守）

第2次募集

（一括手続） 2027年2月22日（月）～2027年3月3日（水）（期間厳守）

*ただし、9月（後期・秋学期）入学の場合、後期分諸納付金の納入期限は8月末日となります。8月中旬に関係書類を郵送します。

*期間内に入学手続きを完了しない場合は、いかなる理由があろうとも入学を許可しません。

*入学手続き（前期分諸納付金納入）を行った後に、入学を辞退する者については、入学金を除く前期分諸納付金を返還します。返還を希望する者は、「入学辞退届」を、2027年3月31日（水）（**必着**）までに入学センターに提出してください。

8 入学時期

2027年4月または9月

9 出願先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1

広島修道大学 入学センター（TEL 082-830-1100）

〈注意〉願書は、速達簡易書留で郵送してください。

10 諸納付金

入 学 金	220,000円
在 学 料	490,000円
初 年 度 合 計	710,000円
単 位 制 履 修 料 (長期履修学生のみ)	33,000円／1単位

* 広島修道大学から入学する者の入学金は半額とする。

* 入学金は入学年度のみ納入する。

* 広島修道大学大学院博士前期課程（修士課程）から他研究科または他専攻の博士前期課程（修士課程）へ引き続き入学する者の入学金は免除とする。

11 奨学金制度

本学で取り扱っている奨学金は下表のとおりです。

種 別	貸 与 月 額
日本学生 支援機構 第一種奨学金(※)	(無利子) 50,000円または88,000円のいずれか希望する額
第二種奨学金	(有利子) 5万円・8万円・10万円・13万円・15万円のうち希望により選択

※日本学生支援機構では、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に第一種奨学金の全部または一部の返還が免除される「特に優れた業績による返還免除」という制度があります。詳細は、学生センター（082-830-1117）へ問い合わせてください。

大学院段階（修士課程・博士前期課程）における「授業料後払い制度」について

「授業料後払い制度」とは、在学中は授業料（本学でいう在学料）を納付せず、修了後の所得に応じて後払いするという貸与奨学金の制度です。授業料は、日本学生支援機構から大学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。併せて生活奨学金として月額2万円または4万円の貸与を受けることができます。詳細は学生センター（082-830-1117）へ問い合わせてください。

12 外国人留学生諸納付金減免制度

広島修道大学では、外国人留学生を経済的に支援するための諸納付金減免制度を設けています。諸納付金減免を希望する人は、必要書類を出願書類とあわせて提出してください。

1. 申請資格

出入国管理および難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格を保有、または取得見込みの外国人留学生であって、経済的に修学が困難と認められるものであり、次の(1)から(3)をすべて満たす者

「留学」の在留資格を取得見込みの場合は、事前に国際センターへ問い合わせてください。

- (1) 母国から入学金・授業料等以外の仕送りがある場合、その平均月額が90,000円以下であること
- (2) 日本に居住する扶養者がある場合、その年収が500万円未満であること
- (3) 入学試験の成績が優秀であること

2. 提出書類

次の(1)および(2)すべての書類を出願書類とあわせて提出すること

- (1) 諸納付金減免申請書（本学所定用紙）
- (2) 在留資格を示す書類の写し（在留カード、もしくはパスポートの該当ページ）

※在留カードは両面コピーすること

3. 選考方法

入学試験成績および申請書一式により選考する。

4. 減免範囲および採用人数

減免範囲	採用人数
在学料の全額	入学試験の得点率上位21位以内の者
在学料の半額	入学試験の得点率上位22位から26位までの者

※大学院博士後期課程を優先し、残余数を大学院修士課程または博士前期課程に充てる

5. 減免対象期間

入学時から1年間（2年次以降は再度申請が必要）

※9月入学の場合は2027年9月から1年間

6. 決定通知

諸納付金減免の採否決定通知は、第2次募集の合格発表日に速達で郵送します。

諸納付金減免に関する問い合わせ先
国際センター（082-830-1103）

13 その他

(1) 障がいなどのある志願者で、受験上の配慮について要望がある場合、および入学後の就学について特別の配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、第1次募集においては2026年7月24日（金）、第2次募集においては2027年1月8日（金）までに入学センターに問い合わせてください。

(2) 願書は、速達簡易書留で郵送してください。

(3) 志願票および出願書類の記載事項は、入学試験に係る事務処理に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

(4) 教育ローン

公的な融資機関として日本政策金融公庫があります。相談については「教育ローンコールセンター」（TEL 0570-008656）へ問い合わせてください。

I. 一般入学試験

1 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者（見込みを含む）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（見込みを含む）
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（見込みを含む）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（見込みを含む）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（見込みを含む）
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（見込みを含む）
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、本研究科において、大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（見込みを含む）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027年3月31日までに22歳に達したもの

* 出願資格(8)、(9)または(10)にもとづき出願する者は、出願に先立ち第1次募集においては2026年6月16日（火）、第2次募集においては2026年11月20日（金）までに入学センターに問い合わせたうえで、入学資格認定申請書（所定の用紙）を提出すること。
* 出願資格(8)の優秀な成績とは、大学3年間の修得単位が、志願者の所属する大学における卒業所要単位数の3/4以上で、その2/3以上がA（優）以上であることが見込まれること。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
 - (2) 成績証明書（原本）
 - (3) 卒業または卒業見込証明書（原本）、上記出願資格(8)の志願者については在学証明書
 - (4) 外国人留学生の場合には、「履歴書」および「留学にかかる収入予定書」（本学所定の用紙）
- * 外国人留学生諸納付金減免制度については、9・10ページを参照すること。

- (5) 志望理由書（学部での勉強や社会での経験を踏まえて、本専攻への入学理由や本専攻修了後の予定などを1,600字程度で、本学所定の用紙（横書き）に記入してください。文書作成ソフトで作成することを望みますが、手書きでもかまいません。）
- (6) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
- (7) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）

3 試験科目

- (1) 記述試験……「専門科目2科目」または「専門科目1科目と英語」のいずれかを選択します。
《専門科目について》

*試験を実施する専門科目は、以下のとおりです。

……憲法、行政法、民法、商法（会社法・商法を範囲とし、海商法を除きます）、
刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史、西洋法制史

*専門科目の試験の際には、六法を貸与します。

入学後に修士論文コースを選択する場合には、受験科目のうちに主専攻科目を含まなければいけません。主専攻科目とは、入学後の指導教員が担当し、その研究分野で修士論文を作成する科目です。

主専攻科目として選択できる専門科目

……憲法、行政法、民法、刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史

《英語について》

*英語の試験の際には、語学辞書（電子式は除く）の持ち込みが可能です。

ただし、専門用語辞典およびそれに類するものの持ち込みは認められません。

- (2) 口述試験……専門科目を中心に行います。

4 試験時間割

記述試験	専門科目	9:30~11:00
	専門科目 又は英語	11:15~12:45
口述試験		13:30~

5 配点

記述試験（専門科目、英語各100点）200点、口述試験100点、合計300点

6 選抜方法

記述試験、口述試験および出願書類にもとづき総合的に判定します。ただし、出願資格(8)の出願者は、合格と判定されても、3年終了時において、卒業所要単位数の3/4以上の単位を修得し、修得単位の2/3以上がA（優）以上の評価を得ることができなかった場合には、入学を取り消すこととなります。

Ⅱ. 外国人留学生入学試験

1 出願資格

外国人留学生で次のいずれかに該当する者

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（見込みを含む）
- (2) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2027年3月31日までに22歳に達したもの

*出願資格(2)にもとづき出願する者は、出願に先立ち第1次募集においては2026年6月16日（火）、第2次募集においては2026年11月20日（金）までに入学センターに問い合わせたうえで、入学資格認定申請書（所定の用紙）を提出すること。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
 - (2) 成績証明書（原本）
 - (3) 日本学生支援機構が行う日本留学試験（日本語）の「成績通知書」（成績確認書）の写しまたは日本国際教育支援協会が行う日本語能力試験の「合否結果通知書」の写し
 - (4) 卒業または卒業見込証明書（原本）
 - (5) 履歴書（本学所定の用紙）
 - (6) 留学にかかる収入予定書（本学所定の用紙）
 - (7) 志望理由書（学部での勉強や社会での経験を踏まえて、本専攻への入学理由や本専攻修了後の予定などを1,600字程度で、本学所定の用紙（横書き）に記入してください。文書作成ソフトで作成することを望みますが、手書きでもかまいません。）
 - (8) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
 - (9) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）
- *出願書類（本学所定の用紙）は日本語または英語によって記入してください。また、出願書類(2)、(4)は原則として和文または英文のものとし、それ以外の場合は、日本語または英語によって訳文を添付してください。
- *外国人留学生諸納付金減免制度については、9・10ページを参照すること。

3 試験科目

(1) 記述試験……専門科目 1 科目により行います。

《専門科目について》

* 試験を実施する専門科目は、以下のとおりです。

……憲法、行政法、民法、商法（会社法・商法を範囲とし、海商法を除きます）、
刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史、西洋法制史

* 専門科目の試験の際には、六法を貸与します。

入学後に修士論文コースを選択する場合には、受験科目のうちに主専攻科目を含まなければいけません。主専攻科目とは、入学後の指導教員が担当し、その研究分野で修士論文を作成する科目です。

主専攻科目として選択できる専門科目

……憲法、行政法、民法、刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史

(2) 口述試験……専門科目を中心に日本語で行います。

4 試験時間割

記述試験	9:30~11:00
口述試験	11:30~

5 配点

記述試験（専門科目）100点、口述試験100点、出願書類(3)100点、合計300点

6 選抜方法

記述試験、口述試験、出願書類(3)およびその他の出願書類にもとづき総合的に判定します。

Ⅲ. 外国人留学生推薦入学試験（指定校）

1 出願資格

外国人留学生で、次のすべてに該当する者

- (1) 学業成績が優秀であり、かつ一定の日本語能力を有する者（日本語能力試験N2レベルと同等以上の能力がある者が望ましい）
- (2) 本研究科が指定する大学を卒業した者（見込みを含む）
- (3) 本研究科が指定する大学の学長または学部長の推薦を受けた者

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
- (2) 成績証明書（原本）
- (3) 卒業または卒業見込証明書（原本）
- (4) 履歴書（本学所定の用紙）
- (5) 留学にかかる収入予定書（本学所定の用紙）
- (6) 推薦書
- (7) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
- (8) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）

*出願書類（本学所定の用紙）は日本語または英語によって記入してください。また、出願書類(2)、(3)は原則として和文または英文のものとし、それ以外の場合は、日本語または英語によって訳文を添付してください。

*外国人留学生諸納付金減免制度については、9・10ページを参照すること。

3 試験科目

面接試験

*研究計画書等出願書類を中心に行います。ただし、免除することがあります。

4 試験時間

面接試験 11:30～

5 配点

面接試験 100点

6 選抜方法

面接試験および研究計画書その他の出願書類にもとづき総合的に判定します。

IV. 社会人入学試験（長期履修学生制度適用対象）

1 出願資格

次のいずれかに該当する者で、出願時に3年以上の社会的経験（教育機関在学中の経験を除きます）を有するもの

- (1) 大学を卒業した者（見込みを含む）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（見込みを含む）
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（見込みを含む）
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（見込みを含む）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学した者であって、本研究科において、大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（見込みを含む）
- (7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027年3月31日までに22歳に達したもの

* 出願資格(6)または(7)にもとづき出願する者は、出願に先立ち第1次募集においては2026年6月16日（火）、第2次募集においては2026年11月20日（金）までに入学センターに問い合わせたうえで、入学資格認定申請書（所定の用紙）を提出すること。

* 出願資格(6)の優秀な成績とは、大学3年間の修得単位が、志願者の所属する大学における卒業所要単位数の3/4以上で、その2/3以上がA（優）以上であることが見込まれること。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
 - (2) 成績証明書（原本）
 - (3) 卒業または卒業見込証明書（原本）
 - (4) 志望理由書（学部での勉強や社会での経験を踏まえて、本専攻への入学理由や本専攻修了後の予定などを1,600字程度で、本学所定の用紙（横書き）に記入してください。文書作成ソフトで作成することを望みますが、手書きでもかまいません。）
 - (5) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
 - (6) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）
- * 長期履修学生制度の適用を申請する者は、長期履修学生願（本学所定の用紙）を提出してください。（20ページ参照）

3 試験科目

(1) 記述試験……専門科目 1 科目と小論文（資料小論文）により行います。

《専門科目について》

* 試験を実施する専門科目は、以下のとおりです。

……憲法、行政法、民法、商法（会社法・商法を範囲とし、海商法を除きます）、
刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史、西洋法制史

* 専門科目の試験の際には、六法を貸与します。

入学後に修士論文コースを選択する場合には、受験科目のうちに主専攻科目を含まなければいけません。主専攻科目とは、入学後の指導教員が担当し、その研究分野で修士論文を作成する科目です。

主専攻科目として選択できる専門科目

……憲法、行政法、民法、刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史

(2) 口述試験……専門科目を中心に行います。

4 試験時間割

記述試験	専門科目	9:30~11:00
	小論文	11:15~12:45
口述試験		13:30~

5 配点

記述試験（専門科目、小論文各100点）200点、口述試験100点、合計300点

6 選抜方法

記述試験、口述試験および出願書類にもとづき総合的に判定します。ただし、出願資格(6)の出願者は、合格と判定されても、3年終了時において、卒業所要単位数の3/4以上の単位を修得し、修得単位の2/3以上がA（優）以上の評価を得ることができなかった場合には、入学を取り消すことになります。

なお、法律学専攻科目の開講時間は原則として昼間のみですが、一部の科目については受講者の事情に応じて夜間に対応することができる場合もあります。

V. 社会人推薦入学試験（長期履修学生制度適用対象）

1 出願資格

出願時に3年以上の社会的経験（教育機関在学中の経験を除きます）を有し、勤務する企業、官公庁、国際機関、教育機関その他の団体の長またはそれに準ずる者の推薦を受けた者であって、次の出願資格のいずれかに該当するもの

- (1) 大学を卒業した者（見込みを含む）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（見込みを含む）
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（見込みを含む）
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者（見込みを含む）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学した者であって、本研究科において、大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（見込みを含む）
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めるもの
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027年3月31日までに22歳に達したもの

* 出願資格(6)、(7)または(8)にもとづき出願する者は、出願に先立ち第1次募集においては2026年6月16日（火）、第2次募集においては2026年11月20日（金）までに入学センターに問い合わせたうえで、入学資格認定申請書（所定の用紙）を提出すること。
* 出願資格(6)の優秀な成績とは、大学3年間の修得単位が、志願者の所属する大学における卒業所要単位数の3/4以上で、その2/3以上がA（優）以上であることが見込まれること。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
 - (2) 成績証明書（原本）
 - (3) 卒業または卒業見込証明書（原本）
 - (4) 推薦書（出願時の勤務先の長またはこれに準ずる者が作成した推薦書。本学所定の用紙）
 - (5) 履歴書（学歴および職歴を記載したもの。本学所定の用紙）
 - (6) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
 - (7) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）
- * 長期履修学生制度の適用を申請する者は、長期履修学生願（本学所定の用紙）を提出してください。（20ページ参照）

3 試験科目

口述試験……主専攻科目または研究計画書の内容に対応する専門科目を中心に行います。
主専攻科目とは、修士論文コースを選択する場合に、入学後の指導教員が担当し、その研究分野で修士論文を作成する科目です。
主専攻科目として選択できる専門科目……
憲法、行政法、民法、刑法、刑事訴訟法、社会法、税法、国際法、日本法制史

4 試験時間割

口述試験 12：30～

5 配点

口述試験 100点

6 選抜方法

口述試験および出願書類にもとづき総合的に判定します。ただし、出願資格(6)の出願者は、合格と判定されても、3年終了時において、卒業所要単位数の3/4以上の単位を修得し、修得単位の2/3以上がA（優）以上の評価を得ることができなかった場合には、入学を取り消すこととなります。

なお、法律学専攻科目の開講時間は原則として昼間のみですが、一部の科目については受講者の事情に応じて夜間に対応することができる場合もあります。

◆ 長期履修学生制度について

1. 長期履修学生制度とは？

長期履修学生制度とは、職業を有している等の理由で経済的負担を軽減して3年または4年で計画的に修学し当該課程を修了することのできる制度で、社会人入学試験および社会人推薦入学試験の入学者が適用対象となります。

長期履修学生制度希望者は、出願の前に必ず本学教学センターまで問い合わせてください。

問合せ先 広島修道大学教学センター 教務第3課（法学研究科） 082-830-1123

2. 修業年限

大学院における長期履修学生の修業年限は3年または4年で、申請時にどちらかを希望することになります。申請が認められたら2年で修了することはできませんのでご注意ください。

3. 授業料

長期履修学生は1単位につき33,000円の履修料を納付することになります。修業年限が3年または4年でも、授業料は標準修業年限の2年分とほぼ同額となります。

4. 長期履修学生を希望する場合

長期履修学生を希望する場合、社会人入学試験および社会人推薦入学試験を出願される際に、出願書類に添えて「長期履修学生願」（本学所定の用紙）に記入・押印のうえ提出してください。

5. 長期履修学生の決定

長期履修学生として入学を許可された方には、合格通知書とともに「長期履修学生許可書」を速達で郵送します。

VI. 学部生推薦入学試験

1 出願資格

本学法学部の4年次または3年次（早期卒業見込者）に在学し、卒業時における総修得単位のうち78単位以上がA以上の評価となる者（見込みを含む）であって、本学法学部教員の推薦を受けたもの

- * 出願資格について、疑義がある場合は、出願に先立ち第1次募集においては2026年7月24日（金）、第2次募集においては2027年1月8日（金）までに入学センターに問い合わせること。
- * 教育原理など教職・資格課程関連科目（卒業要件外）は、卒業時における総修得単位には含まれないので注意してください。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
- (2) 成績証明書（原本）
- (3) 卒業見込証明書（原本）
- (4) 教員推薦書（本学法学部教員が作成したもの。本学所定の用紙）
- (5) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
- (6) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）

3 試験科目

面接試験……研究計画書等提出された出願書類を中心に行います。

4 試験時間割

面接試験 12：30～

5 配点

面接試験 100点

6 選抜方法

面接試験および出願書類にもとづき総合的に判定します。ただし、合格と判定されても、卒業時における総修得単位のうち78単位以上がA以上の評価を得ることができなかった場合には、入学を取り消すことになります。

Ⅶ. 大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験

1 出願資格

標準修業年限を短縮して、2年ないし3年で法学および国際政治学、商学または経営学のいずれか2つの修士学位の修得を希望する者で、次の各号の条件を満たすもの

- (1) 本学大学院法学研究科国際政治学専攻、商学研究科博士前期課程商学専攻または同課程経営学専攻のいずれかに在学する者
- (2) 所属する専攻を優秀な成績で修了する見込みのある者であって、指導教員の推薦を受けたもの

* 出願資格(2)の優秀な成績とは修士課程または博士前期課程修了時に、修士論文または特定課題研究論文の審査および最終試験において審査委員・試験委員の全員から優れていると評価され、かつ修得単位中30単位以上がA A又はAの評価であることが見込まれること。

* 前期（春学期）修了見込みの者は第1次募集または第2次募集、後期（秋学期）修了見込みの者は第2次募集での出願とする。

2 出願書類

- (1) 入学志願票（本学所定の用紙）
- (2) 成績証明書（原本）
- (3) 修了見込証明書（原本）
- (4) 修士論文要旨または特定課題研究論文要旨
- (5) 所属専攻指導教員の推薦書（本学所定の用紙）
- (6) 研究計画書（2,000字程度で、使用言語は日本語とし、文書作成ソフト使用可とします。）
- (7) 検定料 30,000円（郵便為替（普通為替）とし、普通為替証書には何も記入しないこと。）

3 試験科目

面接試験

4 試験時間割

面接試験 11：30～

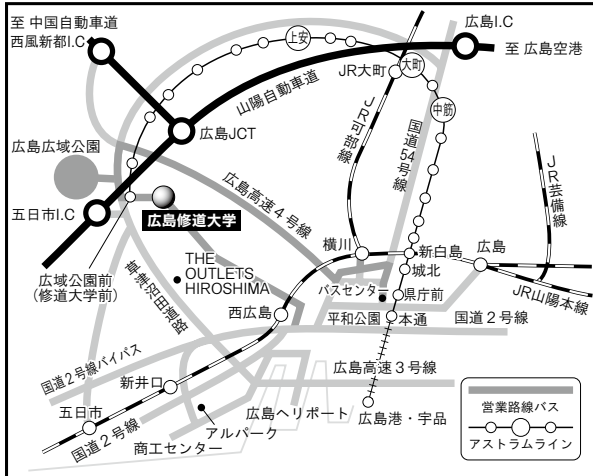
5 配 点

面接試験 100点

6 選抜方法

面接試験、研究計画書および修士論文要旨または特定課題研究論文要旨、その他の出願書類にもとづき総合的に判定します。ただし、合格と判定されても、法学研究科国際政治学専攻、商学研究科博士前期課程商学専攻、同経営学専攻の修了時に、修士論文または特定課題研究論文の審査および最終試験において審査委員・試験委員の全員から優れているとの評価並びに修得単位中30単位以上のAA又はA評価を得ることができなかった場合には、入学を取り消すこととなります。

本学への交通案内



アストラムライン 県庁前駅	約36分	アストラムライン	約32分	広島公園前駅 (修道大学前)
広島駅	約3分	新白鳥駅	約18分	広島修道大学 キャンパス バス 停
	約25分	大町駅	約19分	
広島 バスセンター	約5分	横川駅	約19分	五月が丘団地 (修道大学南口)
	約7分		約19分	
西広島駅	約24分 (ジアウトレット広島を経由するバスの場合約32分)	ボンバス「五月が丘団地行」		五月が丘団地 (修道大学南口)
広島 港品	約30分	市内電車	本通	約37分
マイカー利用				アストラムライン

広島バス「免許センター・ジアウトレット広島行」
(広島高速4号線 経由)

アストラムライン
広島公園前 (修道大学前) 駅

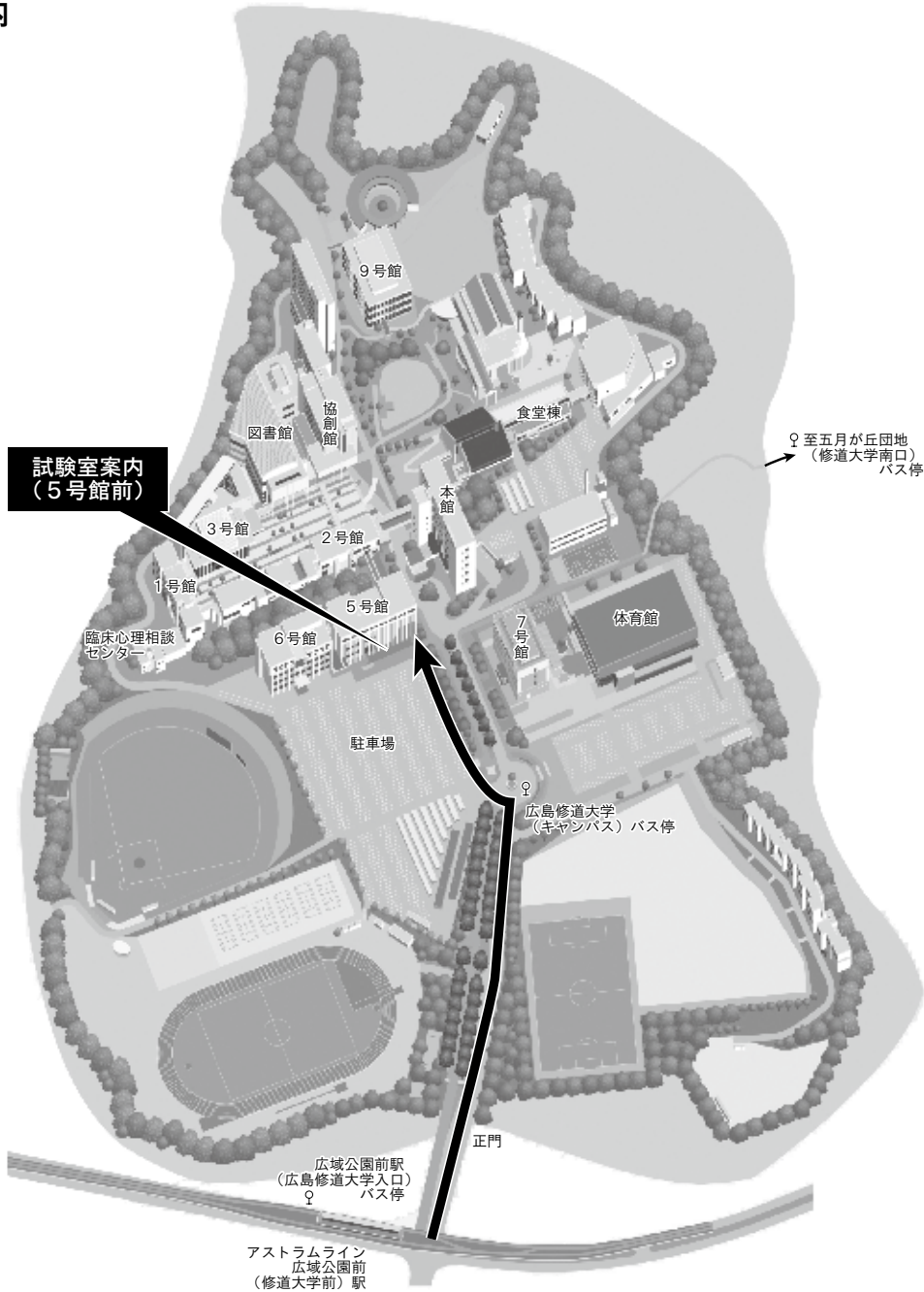
アストラムライン
五月が丘団地 (修道大学南口) 駅

アストラムライン
広島公園前 (修道大学前) 駅

広島修道大学

五日市IC 左に出て沼田方面へ向かってすぐ
*曜日によって運行されないものもありますので十分注意してください。

キャンパス案内



受験上の注意

- (1) 試験当日は、試験開始20分前までに、試験室に入室してください。
- (2) **筆記試験においては、試験開始後20分以上の遅刻者は受験を認めません。**
また、口述試験および面接試験においては、試験開始時刻を経過した場合は、受験を認めません。
- (3) **1限目の試験を受験しないと、2限目以降の受験は認められませんので注意してください。**
- (4) 受験票は必ず携行して、各時限とも机の上に置いてください。
- (5) 受験票を忘れてたり紛失した場合は、入試本部に申し出てください。
- (6) 黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、時計、メガネ、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの）、目薬以外の使用はできません（持ち込み可の辞書類は除く）。
- (7) 漢字や英単語がプリントされている衣服は着用しないでください。
- (8) 不正行為者には退場を命じ、全科目を無効とします。
- (9) 携帯電話等の電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し、電源を切ってカバン等に入れてください。試験時間中にこれらをカバン等に入れずに、身につけていたり手に持っていたりすると不正行為になります。また、試験時間中にイヤホンを装着している場合も、不正行為になります。
- (10) 試験時間の途中での退室は認めません。試験室においては、すべて試験監督者の指示にしたがってください。
- (11) 試験室には壁掛時計を設置していません。時計を持参してください。なお、計算機能や辞書機能および通信機能付きの時計は使用できません。また、携帯電話等は時計として使用できません。
- (12) 台風や積雪等による気象状況の悪化、感染症等により入学試験実施が危ぶまれる場合は、本学ホームページ（<https://www.shudo-u.ac.jp>）および入試情報サイト（<https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/>）にて延期および開始時間繰り下げ等の対応をお知らせしますので必ずご覧ください。

(参考) 2026年度大学院授業科目および担当教員

〈法律学専攻〉

授 業 科 目				クラス	単位数	担 当 教 員	開講形態	
憲	法	研	究	I	01	2	松本奈津希	前期
憲	法	研	究	I	02	2	片上孝洋	前期
憲	法	研	究	II	01	2	松本奈津希	後期
憲	法	研	究	II	02	2	片上孝洋	後期
憲	法	演	習	I	01	2	松本奈津希	前期集中
憲	法	演	習	I	02	2	片上孝洋	前期集中
憲	法	演	習	II	01	2	松本奈津希	後期集中
憲	法	演	習	II	02	2	片上孝洋	後期集中
行	政	法	研	究	I	2	門脇美恵	前期
行	政	法	研	究	II	2	門脇美恵	後期
行	政	法	演	習	I	2	門脇美恵	前期集中
行	政	法	演	習	II	2	門脇美恵	後期集中
刑	法	研	究	I		2	伊藤藤嘉亮	前期
刑	法	研	究	II		2	伊藤藤嘉亮	後期
刑	法	演	習	I		2	伊藤藤嘉亮	前期集中
刑	法	演	習	II		2	伊藤藤嘉亮	後期集中
民	法	研	究	I	01	2	増田榮作	前期
民	法	研	究	I	02	2	鄭田榮作	前期
民	法	研	究	II	01	2	増田榮作	後期
民	法	研	究	II	02	2	増田榮作	後期
民	法	演	習	I	01	2	増田榮作	前期集中
民	法	演	習	I	02	2	増田榮作	前期集中
民	法	演	習	II	01	2	増田榮作	後期集中
民	法	演	習	II	02	2	増田榮作	後期集中
商	法	研	究	I		2	古川朋子	前期
商	法	研	究	II		2	古川朋子	後期
商	法	演	習	I		2	古川朋子	前期集中
商	法	演	習	II		2	古川朋子	後期集中
刑	事	訴	訟	法	研	究	山崎俊恵	前期
刑	事	訴	訟	法	研	究	山崎俊恵	後期
刑	事	訴	訟	法	演	習	山崎俊恵	前期集中
刑	事	訴	訟	法	演	習	山崎俊恵	後期集中
民	事	訴	訟	法	研	究	山田明美	前期
民	事	訴	訟	法	研	究	山田明美	[不開講]
民	事	訴	訟	法	演	習	山田明美	前期集中
民	事	訴	訟	法	演	習	山田明美	[不開講]
社	会	法	研	究	I	2	山田晋	前期
社	会	法	研	究	II	2	山田晋	後期
社	会	法	演	習	I	2	山田晋	前期集中
社	会	法	演	習	II	2	山田晋	後期集中
経	済	法	研	究	I	2	*道下正子	前期
経	済	法	研	究	II	2	*道下正子	後期
国	際	法	研	究	I	2	柳生成一	前期
国	際	法	研	究	II	2	柳生成一	後期
国	際	法	演	習	I	2	柳生成一	前期集中
国	際	法	演	習	II	2	柳生成一	後期集中
国	際	私	法	研	究	I		[不開講]

授 業 科 目	クラス	単位数	担 当 教 員	開講形態
国際私法研究Ⅱ		2		[不開講]
国際私法演習Ⅰ		2		[不開講]
国際私法演習Ⅱ		2		[不開講]
法制史研究Ⅰ	01	2	三 阪 佳 弘	前 期
法制史研究Ⅱ	01	2	三 阪 佳 弘	後 期
法制史演習Ⅰ	01	2	三 阪 佳 弘	前期集中
法制史演習Ⅱ	01	2	三 阪 佳 弘	後期集中
比較法研究Ⅰ		2		[不開講]
比較法研究Ⅱ		2		[不開講]
比較法演習Ⅰ		2		[不開講]
比較法演習Ⅱ		2		[不開講]
税法研究Ⅰ		2	奥 谷 健	前 期
税法研究Ⅱ		2	奥 谷 健	後 期
税法演習Ⅰ		2	奥 谷 健	前期集中
税法演習Ⅱ		2	奥 谷 健	後期集中
外国文献研究Ⅰ		2	山 田 晋	前 期
外国文献研究Ⅱ		2		[不開講]
実務研究（エクスターンシップ）		2	鄭 田 芙蓉	後期集中
特別研究（現代日本の法Ⅰ）		2	増 伊 鄭 田 芙蓉	前 期
特別研究（現代日本の法Ⅱ）		2	増 伊 鄭 田 芙蓉	後 期
特別研究（不動産研究）		2	*松 田 浩 生	前 期
特別研究（パーソナル・ファイナンス）		2	*西 本 健	前 期
特別研究（保険研究）		2	*西 本 健	後 期
特別研究（経済・金融）		2	*西 本 健	前 期
特別研究（税実務研究）		2	*岡 崎 純 也	後 期
特別研究（相続・事業承継設計）		2	*小田原 希 美	後 期
特別研究（国際税務研究2026）		2	*野 邑 吉 樹	前 期
特別研究（国際税務特論2026）		2	*野 邑 吉 樹	後 期
特別研究（租税判例から学ぶ基礎理論2026）		2	奥 谷 健	前期集中
特別研究（制度会計論研究Ⅰ）		2	山 崎 敦 俊	前 期
特別研究（制度会計論研究Ⅱ）		2	山 崎 敦 俊	後 期
研究指導（憲法研究）	01	2	片 上 孝 洋	前 期
研究指導（憲法研究）	02	2	松 本 奈 津 希	前 期
研究指導（憲法研究）	51	2	片 上 孝 洋	後 期
研究指導（憲法研究）	52	2	松 本 奈 津 希	後 期
研究指導（行政法研究）	01	2	門 脇 美 恵	前 期
研究指導（行政法研究）	51	2	門 脇 美 恵	後 期
研究指導（刑法研究）	01	2	伊 藤 嘉 亮	前 期
研究指導（刑法研究）	51	2	伊 藤 嘉 亮	後 期
研究指導（民法研究）	01	2	増 田 芙蓉	前 期
研究指導（民法研究）	02	2	鄭 田 芙蓉	前 期
研究指導（民法研究）	51	2	増 田 芙蓉	後 期
研究指導（民法研究）	52	2	鄭 田 芙蓉	後 期
研究指導（商法研究）		2		[不開講]
研究指導（刑事訴訟法研究）	01	2	山 崎 俊 恵	前 期

授 業 科 目	クラス	単位数	担 当 教 員	開講形態
研究指導（刑事訴訟法研究）	51	2	山 崎 俊 恵	後 期
研究指導（民事訴訟法研究）		2		[不開講]
研究指導（社会法研究）	01	2	山 田 晋 晋	前 期
研究指導（社会法研究）	51	2	山 田 晋 晋	後 期
研究指導（経済法研究）		2		[不開講]
研究指導（国際法研究）	01	2	柳 生 一 成	前 期
研究指導（国際法研究）	51	2	柳 生 一 成	後 期
研究指導（国際私法研究）		2		[不開講]
研究指導（法制史研究）	01	2	三 阪 佳 弘	前 期
研究指導（法制史研究）	51	2	三 阪 佳 弘	後 期
研究指導（比較法研究）		2		[不開講]
研究指導（税法研究）	01	2	奥 谷 健 健	前 期
研究指導（税法研究）	51	2	奥 谷 健 健	後 期

※表中の*は非常勤講師。

○本専攻の特徴の1つとなっている「演習科目」は、指定された講義科目を受講し、その中からテーマを選び、演習論文を書いた学生に2単位を与える制度です。

○上記の表は2026年度のカリキュラムおよび担当者の一覧です。

法律学専攻のスタッフ

〈専任教員・演習コース担当教員〉（現職・最終学歴・主な経歴業績・主な担当科目）

* 伊藤 嘉亮 教授

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程、博士（法学）

「共同正犯の成立要件」仲道祐樹ほか編『刑法の「通説」』（成文堂、2025年）116頁以下

「過失の共同正犯における『共同義務』について」只木誠ほか編『甲斐克則先生古稀祝賀論文集 [上巻]』（成文堂、2024年）265頁以下

「共同正犯の悩みどころ」法学セミナー69巻7号（2024年）24頁以下

「複数人関与事例における正当防衛」刑事法ジャーナル79号（2024年）32頁以下

「共同正犯の類型的考察」刑法雑誌62巻2号（2023年）223頁以下

「A Iによる画像診断と医師法17条」石井徹哉編『A I・ロボットと刑法』（成文堂、2022年）111頁以下

「先行事情と正当防衛」松原芳博編『続・刑法の判例 [総論]』（成文堂、2022年）15頁以下

「ネット上で公然わいせつ罪や公然陳列罪の『場』を提供する場合の共同正犯の成否（その1）（その2・完）」法学セミナー67巻5号（2022年）107頁以下、同67巻6号（2022年）107頁以下

「正当防衛の制限原理」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 [上巻]』（成文堂、2022年）429頁以下

担当科目：刑法研究Ⅰ・Ⅱ、刑法演習Ⅰ・Ⅱ

研究キーワード：共犯、共同正犯、共謀罪（テロ等準備罪）、正当防衛

* 奥谷 健 教授

立命館大学大学院法学研究科博士前期課程、博士（法学）

▽著書

（単 著）『市場所得と応能負担原則—応能負担原則の二元的構成—』（成文堂、2018年）

▽論文

「徴収手続における納税者の権利保護—徴収緩和制度の検討—」租税法研究33号27頁

「居宅介護サービスと医療費控除（上）（下）」月刊税務事例40巻1号1頁、40巻2号1頁

「相続税の課税根拠と課税方式」税法学561号255頁

「消費税における対価性」修道法学36巻1号83頁

「相続税と所得税による『二重の負担』」立命館法学352号110頁

「源泉徴収制度及び年末調整制度の問題」税務事例51巻2号7頁

「国税通則法の課題」税法学586号153頁

担当科目：税法研究Ⅰ・Ⅱ、税法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（税法研究）

研究キーワード：所得概念、応能負担原則、相続税、源泉徴収制度

* 片上 孝洋 教授

早稲田大学大学院社会科学研究所博士後期課程、博士（学術）

▽著書

（単 著）『近代立憲主義による租税理論の再考—国民から国家への贈り物』（成文堂、2014年）

（共 著）『人権保障と国家機能の再考—憲法重要問題の研究』（成文堂、2020年）

（編 著）『現代憲法25講』（成文堂、2020年）

（共編著）『現代行政法25講』（成文堂、2022年）

▽論文

「人格のない社団等に対する法人税課税の再考」税法学594号（2025年）

「地方自治の保障と『地方自治の本旨』の規範的意義—三つの地方自治判決の比較考察」修道法学48巻1号（2025年）

「『ふるさと納税』から見る『地方自治』に関する憲法問題」修道法学47巻2号（2025年）

「公益法人税制改正から見る法人税の課税理論に関する一考察」税法学590号（2023年）

「憲法における法人税の課税理論」大阪経済法科大学経済学論集46巻2号（2023年）

「公益法人に対する法人税の非課税根拠の再考」税法学587号（2022年）

「共生社会の成員としての権利と義務—ジョン・ロックの社会契約論の観点から」秋葉文志ほか編『公法・人権理論の再構成—後藤光男先生古稀祝賀』（成文堂、2021年）

「憲法秩序の保障について—有倉遼吉博士の所説を中心として」秋葉文志ほか編『公法・人権理論の再構成—後藤光男先生古稀祝賀』（成文堂、2021年）

担当科目：憲法研究Ⅰ・Ⅱ、憲法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（憲法研究）

研究キーワード：近代立憲主義、社会契約論、租税理論、租税法律主義、地方自治の保障

* 門脇 美恵 教授

名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得満期退学、博士（法学）

[主要業績]

「ドイツ疾病保険における保険者自治の民主的正統化（一）～（四・完）」名古屋大学法政論集242号261-317頁（2011年12月）、247号49-110頁（2012年12月）、251号347-393頁（2013年9月）、252号155-210頁（2013年12月）

「『地域自治組織』による『機能的自治』の規範的条件」晴山一穂ほか編著『官僚制改革の行政法理論』（日本評論社、2020年）所収

「機能自治と地方自治——その異同と代替可能性の省察——」本多滝夫ほか編著『転形期における行政と法の支配の省察：市橋克哉先生退職記念論文集』（法律文化社、2021年）所収

「マイナ保険証と『保険者の自治』」稲葉一将ほか著『マイナンバーカードの「利活用」と自治：主権者置き去りの「マイナ保険証」「市民カード」化』（自治体研究社、2023年）所収

担当科目：行政法研究Ⅰ・Ⅱ、行政法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（行政法研究）

研究キーワード：機能的自治

* 鄭 芙蓉 教授

京都大学大学院法学研究科博士課程、博士（法学）

・著書

（単著）『中国物権変動法制の構造と理論——日本法との双方向的比較の視点から』（日本評論社、2014年）

（共著）『新プリメール民法2 物権・担保物権法（第2版）』（法律文化社、2022年）

（共著）『18歳からはじめる民法（第4版）』（法律文化社、2019年）

（共著）『新・判例ハンドブック（物権法）』（日本評論社、2015年）

・論文

（単著）「中国民法典の制定と離婚法の現状について——日本法との比較を中心に(1)」*修道法学*44巻2号（2022年）

（単著）「不動産抵当権の売却代金への物上代位の可否について——中国物権法の議論を手がかりとして」田中寛貴など編集『21世紀民事法学の挑戦——加藤雅信先生古稀記念（上巻）』（信山社、2018年）

（単著）「日本民法改正法案における錯誤制度の動向及び中国法に対する示唆」*中日民商法研究*15巻（2015年）

（単著）「中国における不動産の所有と利用の制度」*名古屋商科大学論集*56巻1号（2011年）

（共著）「中国物権法成立の経緯と意義」*ジュリスト*1336号（2007年）

担当科目：民法研究Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（民法研究）

研究キーワード：民法、不動産登記、中国法

* 古川 朋子 准教授

早稲田大学大学院後期博士課程単位取得退学

共著 基礎クラス+α 会社法（2010年、法律文化社）

新・判例ハンドブック 会社法（2014年、日本評論社）

会社法重要判例〔第2版〕（2016年、成文堂）

単著「フランスにおける会社訴権の個別的行使と訴訟引込」『比較会社法研究』奥島孝康教授還暦記念第1巻（1999年、成文堂）529頁－548頁

「フランスにおける会社訴権の個人的行使制度の展開—株主の会社訴権行使権限を中心として—」*早稲田法学会誌*第51巻337頁－394頁（2001年）

「フランス会社法における業務鑑定制度の調査対象範囲の拡張—少数株主権への会社集団概念の導入—」*早稲田法学会誌*第54巻265頁－316頁（2004年）

「フランスの株主・投資者擁護団体」『転換期の法と文化』京都学園大学法学部二十周年記念論文集（2008年、法律文化社）24頁－46頁

「フランスにおける集団的投資者被害救済の展開」『フランス企業法の理論と動態』奥島孝康先生古希記念第2集（2011年、成文堂）179－202頁

担当科目：商法研究Ⅰ・Ⅱ、商法演習Ⅰ・Ⅱ

* 増田 栄作 准教授

立命館大学大学院法学研究科博士課程、法学修士

ドイツにおける民事責任体系論の展開－危険責任論の検討を中心として－（一～三・立命館法学237・239・240号 1995年）

民事損害賠償責任の原理と体系に関する一考察－ドイツ法における議論を中心として－（私法59号 1997年）

現代ドイツにおける不法行為法理論の動向について－Brüggemeierの不法行為法理論を中心に－（立命館法学249号 1997年）

公害・環境問題と法（中井美雄編著『法学と現代社会』所収2000年）

ドイツ危険責任法理の現状（『中川淳先生古希記念論文集・民事責任の規範構造』所収・世界思想社 2001年）

リスク規制と不法行為法学（法の科学40号 2009年）

担当科目：民法研究Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（民法研究）

* 松本 奈津希 准教授

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程、博士（法学）

「生存権訴訟の類型化と審査のあり方——自由権的側面を起点として」渡辺康行編『憲法訴訟の実務と学説』（日本評論社、2023年）269頁以下

「生存権保障の可能性——自由権的側面の現代的意義を考える——」憲法理論研究会編『憲法学のさらなる開拓』（敬文堂、2020年）167頁以下

「立法者の形成余地と結果・手続・首尾一貫性——公的年金引き下げ訴訟・生活保護引き下げ訴訟を素材として——」一橋法学22巻2号（2023年）119頁以下

「生存権保障における立法・行政裁量と手続的統制——ドイツの『例外的』判例と『整合性要請』を契機として——」一橋法学20巻2号（2021年）147頁以下

「最低生活保障の交錯的構造——連邦憲法裁判所判例と連邦社会裁判所による行政裁量の枠付け——」一橋法学19巻2号（2021年）333頁以下

「最低生活保障の法理の形成と具体化(1)（2・完）——連邦憲法裁判所と連邦財政裁判所の判例を素材として——」一橋法学18巻1号（2019年）273頁以下、一橋法学18巻2号（2019年）307頁以下

「生存権の自由権的側面による最低生活保障——ドイツ連邦憲法裁判所の判例を素材として——」一橋法学17巻1号（2018年）65頁以下

担当科目：憲法研究Ⅰ・Ⅱ、憲法演習Ⅰ・Ⅱ

研究キーワード：生存権、最低生活保障、立法裁量、行政裁量、首尾一貫性

* 三阪 佳弘 教授

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程、博士（法学）

著書

- ・『「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史研究』（編著）2019年、大阪大学出版会
- ・『近代日本の司法省と裁判官——19世紀日仏比較の視点から』（単著）2014年、大阪大学出版会
- ・『近代日本における社会変動と法』（共著）2006年、晃洋書房

論文

- ・「明治前期民事判決原本・刑事裁判記録に現れた「代人」の活動——司法アクセスの担い手の歴史的具體像」桐山孝信他・本多滝夫・奥野恒久・的場かおり編『民主主義の深化と真価——思想・実践・法』2024年、文理閣
- ・「公文書管理制度の形成」大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト——記録を守り伝える担い手たち』2021年、大阪大学出版会
- ・「大阪代言人組合成立期の代言人と代人」石川一三夫＝矢野達雄編『裁判と自治の法社会史』2020年、晃洋書房
- ・「日本における『法学部』の歴史的展開」2016年『法の科学』47号

担当科目：法制史研究Ⅰ・Ⅱ、法制史演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（法制史研究）

研究キーワード：日本近代法史、法曹制度史、弁護士、司法制度史、紛争解決

* 柳生 一成 教授

一橋大学大学院法学研究科法学・国際関係専攻博士後期課程修了

著書

- （共著）Sachiko Yoshimura ed., *United Nations Financial Sanctions* (Routledge, 2020)
- （共著）松嶋 隆弘ほか編『事業者のためのパンデミックへの法的対応～コロナ禍で生き残る法律知識のすべて～』ぎょうせい、2020年
- （共著）吉村祥子編『国連の金融制裁』東信堂、2018年
- （共著）川端敏朗・松嶋隆弘編『スタンダード法学』第2版、芦書房、2025

論文

- （単著）「私人を対象とする国連金融制裁の実施措置に対してEU司法裁判所が行う現在の司法審査の意義」『国際法外交雑誌』117巻4号（2019）789-816頁
- （単著）「国連安保理決議と関連してEUが行う金融制裁に対するEU司法裁判所の審査基準の一貫性」『一橋法学』第17巻第3号（2018）115-128頁
- （単著）「EU基本権憲章の水平的直接効果」『EU法研究』第2号（2016）

担当科目：国際法研究Ⅰ・Ⅱ、国際法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（国際法研究）

研究キーワード：国際法と国内法の関係、EUの経済制裁、EU基本権

* 山崎 俊恵 教授

東北大学大学院法学研究科博士課程、修士（法学）

「少年法と被害者」（単著）・2009年・刑法読書会「犯罪と刑罰」第19号121頁

「アメリカ少年司法における検察官および弁護人の地位と役割」（単著）・2006年・斉藤豊治＝守屋克彦（編著）『少年法の課題と展望 第2巻』（成文堂）68頁

「少年の訴訟法力と審判能力」（単著）・2006年・東北大学法学会「法学」第69巻第5号569頁

「判例研究 郡山年少少年逆送事件（福島地裁郡山支部平成15. 11. 20判決）」（単著）・2004年・エイデル研究所「季刊教育法」第143号62頁

「少年法における適正手続についての一考察－弁護士付添人の援助を受ける権利を中心として」（単著）・2001年・東北大学法学会「法学」第64巻第6号779頁

担当科目：刑事訴訟法研究Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（刑事訴訟法研究）

* 山田 明美 准教授

上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、修士（法学）

「訴訟上の和解とその効力について（二・完）」修道法学第36巻第1号（2013年9月）

「訴訟上の和解とその効力について（一）－当事者自治と公益との調整という観点からの再考－」九州国際大学法学論集第13巻第3号（2007年3月）

「民事訴訟費用援助制度の新たな動き－ドイツ訴訟費用援助制限法－連邦参議院法案」修道法学第35巻第2号（2013年2月）

「訴訟費用援助制度の動向－ドイツ参事官法案を中心として－」修道法学第36巻第1号（2013年9月）

「一九九七年オーストリア会社再建法における『倒産予防』の試み」上智法学論集第43巻第3号（1999年12月）

『オーストリア倒産法』（共著）（岡山大学出版会、2010年）

『条解民事再生法 [第3版]』（共著）（弘文堂、2013年）

担当科目：民事訴訟法研究Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ

研究キーワード：民事訴訟法、民事手続法

* 山田 晋 教授

九州大学大学院法学研究科博士課程（社会法学専攻）単位取得退学

単著 The Law of the Support of the Atomic Bomb Survivors., 1997, University of Jozsef Attila, Szeged, Hungary.

共著『やさしい社会福祉法制』嵯峨野書院（2005年4月）

『社会法の基本理念と法政策』法律文化社（2010年4月）

単著「児童手当制度の展望」『学会講座・社会保障法 第2巻 所得保障法』法律文化社（2001年）

「ニュージーランド家族手当法（1926年）の生成」（明治学院大）社会学・社会福祉学研究114号（2003年3月）

「福祉契約論についての社会法的警見」（明治学院大）社会学・社会福祉学研究117号（2004年3月）

New and Global Model of Social Protection, “Social Actors, Work Organization and New Technologies in the 21st Century: 14th World Congress of International Industrial Relations Association”, Universidad de Lima, 2006, pp.475-491.

「育児支援の社会保障法学的検討の視角」『学会誌・社会保障法23号 次世代育成を支える社会保障』法律文化社（2008年5月）

「低所得対策・最低生活保障と自立」菊池馨実編著『自立支援と社会保障 主体性を尊重する福祉、医療、所得保障を求めて』日本加除出版（2008年）

「社会保障の役割の再検討ー先進国・工業化諸国と発展途上国における社会保障の異同から」大曾根寛・金川めぐみ・森田慎二郎編『社会保障法のプロブレマティーク』法律文化社（2008年）

「ILO条約がわが国の『社会保障制度』に与えた影響」世界の労働59巻4号（2009年）

「グアテマラにおける高齢者の所得保障～無拠出年金をめぐる」週刊・社会保障2537号（2009年7月）

「メキシコにおける貧困政策：“Oportunidades”についてー〈新しい〉社会扶助？」（明治学院大学）社会学・社会福祉学研究132号（2010年2月）

「児童扶養手当法・批判」『山口経済学雑誌』58巻5号（2010年3月）

「所得保障法の体系と構造・試論」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社（2010年7月）

「社会保障と所得税～公的扶助を中心に」日本台湾法律家協会雑誌9号（2010年）

「暴力・虐待をめぐる現代的課題と権利擁護ー法的視点から考える」社会福祉研究111号（2011年）

「社会的保護に関するILO勧告とソーシャルプロテクション・フロアー」週刊・社会保障2650号（2011年）

担当科目：社会法研究Ⅰ・Ⅱ、社会法演習Ⅰ・Ⅱ、研究指導（社会法研究）

2027年度 広島修道大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程入学志願票 (A)

(自筆・ボールペンで記入すること。該当するものを○で囲むこと。)

※印は記入しないこと

研究科・専攻		募集時期		コース		入 試 制 度			受 験 番 号			
T11	法律学 専 攻	1	第1次募集	1	修士論文コース	1	一般	4	社会人	※		
		2	第2次募集	2	演習コース	2	外国人留学生	5	社会人推薦			
						3	外国人留学生推薦	6	学部生推薦			
								7	大学院生推薦			
ふりがな						生 年 月 日			性 別			
氏 名						西 暦 年 月 日			1 男 2 女			
現 住 所 (連絡先)						TEL () -			携 帯 () -			
入 学 資 格						大学 学部 学科			入 学 時 期			
						()			2027年 4 月			
						年 月 卒業・卒業見込			2027年 9 月			
履 歴 (学歴及び職歴) について記入						年 月						
※欄が不足する場合は、 任意書式(A4)に て添付ください。						年 月						
						年 月						
						年 月						
						年 月						
						年 月						

(切り取らずニツ折にして提出のこと)

受 験 票 (B)

2027年度 広島修道大学大学院 法学研究科 法律学専攻 修士課程		
該当するものを○で囲む	該当するものを○で囲むこと	
1. 修士論文コース	2. 外国人留学生	3. 外国人留学生推薦
2. 演習コース	4. 社会人	5. 社会人推薦
	6. 学部生推薦	7. 大学院生推薦
受験番号	※	
ふりがな		
氏 名		
受 験 科 目	専 門 科 目 <主専攻科目>	専門科目または英語 (一般入学試験のみ記入)
※検定料領収印		
(本票をもって検定料の領収書とします)		

照 合 票 (C)

2027年度 広島修道大学大学院 法学研究科 法律学専攻 修士課程		
該当するものを○で囲む	該当するものを○で囲むこと	
1. 修士論文コース	2. 外国人留学生	3. 外国人留学生推薦
2. 演習コース	4. 社会人	5. 社会人推薦
	6. 学部生推薦	7. 大学院生推薦
受験番号	※	
ふりがな		
氏 名		
受 験 科 目	専 門 科 目 <主専攻科目>	専門科目または英語 (一般入学試験のみ記入)
※検定料領収印		
カラー写真貼付欄 1. 上半身脱帽正面背景なし (写真の裏に氏名と志願 研究科を明記し、貼付 してください。) 縦 4cm 横 3cm 2. 最近3か月以内に撮影 したもの		

(切り取り提出のこと)

(切り取り提出のこと)

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dashed lines, intended for writing or drawing. The area is divided into two sections by two plus signs (+) on the left side.

Blank lined area for writing.

(切り取り提出のこと)

年 月 日

署名

教員推薦書

*印は記入しないこと

受験番号	*	氏名	
------	---	----	--

1. 志願者との関係について記入してください。

2. 志願者を推薦する理由、とくに志願者の学力、学習態度、その他特記に値する活動など、選考上、参考になるような所見を記入してください。

(切り取り提出のこと)

(記入欄が不足する場合は、別紙をはってください。)

年 月 日

推薦者氏名

印

推 薦 書

*印は記入しないこと

受験番号	*	氏 名	
------	---	-----	--

1. 志願者との関係について記入してください。

2. 志願者の職務内容を記入してください。

3. 志願者を推薦する理由、本人の経験や能力など、選考上参考になるような所見を記入してください。

(切り取り提出のこと)

(記入欄が不足する場合は、別紙をはってください。)

年 月 日

所属機関名

所在地

所属機関長名

推薦者職名・氏名

印

印

履 歴 書

*印は記入しないこと

日付・署名を記入してください。

受験番号	*	氏 名	
------	---	-----	--

学 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
職 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

年 月 日 署名

(注意)

1. 学歴欄は、日本人は中学校卒業から記入してください。ただし、外国人は小学校入学から記入してください。
2. 学歴・職歴は、空白期間のないように記入してください。
3. 職歴は、職名・地位等まで正確に記入してください。

(切り取り提出のこと)

〈社会人用〉（希望者のみ記入）

長期履修学生願

日付・署名を記入し、押印してください。

受験番号	*（記入しない）	氏名	
------	----------	----	--

希望する修業年限	3年 ・ 4年	（希望する修業年限を○で囲んでください。）
----------	---------	-----------------------

申請の理由

（切り取り提出のこと）

+

+

年 月 日 署名 印

履 歴 書

RESUME

※印は記入しないこと

氏 名 Full name					受験番号※
生 年 月 日 Date of Birth	(month)	(day)	(year)	性別 Sex	男 女 Male Female
国 籍 Nationality	現 在 所 有 の ビ ザ Status of Residence		ColorPhoto(写真) 上半身脱帽正面で、 3 か月以内に撮影 したものを貼付し てください。 (4 cm × 3 cm) Taken within 3 months, half length, without hat, full front face.		
日本語能力 (○で囲む) Knowledge of Japanese (Circle)	優 Excellent	良 Good			
日本語を学習した学校・機関名を記入すること。Name the school and/or facilities where you learned Japanese. 学校名 期 間 (month)(year) (month)(year) School Term From . To .					
+ 学歴 Educational Background (注) 小学校から始めて、通学したすべての学校を年代順に記入すること。 Note: List, in chronological order, all the schools you attended starting with Elementary (Primary) School.					
学 校 名 School	学 校 所 在 地 Location		在 学 期 間 Period of Attendance (month)(year) (month)(year) . To .		
			. To .		
			. To .		
			. To .		
			. To .		
+ *欄が不足する場合は、任意書式 (A 4) にて添付すること。					
職 歴 Occupational experience					
勤 務 先	所 在 地		期 間 (month)(year) (month)(year) . To .		
			. To .		
			. To .		
兵 役 Military Background 終 了 Inducted	(month)	(year)	その他 Other remarks		
日本における住所 Address in Japan					
本国における住所 Home Address					

(切り取り提出のこと)

署 名
Signature _____

日 付
Date _____

留学にかかる収入予定書
STATEMENT OF SOURCE OF FUNDS

氏名 (Full name)	国籍 (Nationality)	受験番号 (Application No.) (記入しない) ※
志望研究科 (Postgraduate course)	専攻 (Major)	課程 (Course)

1年間の留学にかかる学費・生活費の支払い方法について記述すること。
(State the source of funds to cover all the expenses required for one-year study in Japan)

+ [収入項目] Source of funds	[金額] Amount
現金 (Cash)	¥
預金 (Deposit)	¥
送金 (Remittance)	¥
奨学金 (Scholarship)	¥
	¥
	¥
	¥
☆合計 (Total)	¥

署名
Signature

(切り取り提出のこと)

諸納付金減免申請書

年 月 日

学校法人 修道学園
理事長 林 正 夫 様

私は、広島修道大学大学院への入学を希望します。入学した際には、広島修道大学大学院諸納付金納入規程第3条第2項に基づき、下記の理由により諸納付金を減免していただきたく、申請します。記載内容に虚偽があった場合は申請を取り下げ、正規の諸納付金を納付します。

志望研究科	研究科	専攻	課程
受験番号		出身の国、地域	
氏名		性別	男・女
アルファベット氏名 ※在留カード記載の氏名		生年月日	年 月 日
住所 連絡先	〒 - E-mail : @ TEL ()- -		
母国住所			
在学予定期間	年 月 ~ 年 月		
諸納付金の減免を 希望する理由 *具体的に記入すること			

(切り取り提出のこと)

【経済状況】

1. 母国から入学金、在学料等以外の仕送りがありますか（○をしてください）

はい（月額 _____ 万円） ・ いいえ

2. 在日扶養者はいますか（○をしてください）

はい（年収 _____ 万円） ・ いいえ

3. 1か月の平均収入・支出状況（入学後の予定）

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
アルバイト収入	円	勉 学 費	円
母国からの送金	円	住 居 費	円
在日扶養者からの収入	円	光 熱 水 費	円
奨 学 金	円	食 費	円
そ の 他	円	そ の 他	円
合 計*	円	合 計*	円

※ 合計には、入学金及び在学料等を含めること。また、収入と支出の合計金額は同じにすること。

【奨学金受給状況】

現在受けている奨学金、または受ける予定の奨学金があれば、その名称、受給期間および受給金額を記入してください。

奨学金名称 _____

受給期間 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月

受給金額 月額 _____ 円

【在留資格の確認】

- 在留カードまたはパスポートの該当ページのコピーを添付しましたか。
 現在の在留資格が「留学」以外の方は、事前に国際センターに連絡しましたか。

本申請書に記載の個人情報は、諸納付金減免申請手続きの目的にのみ使われます。

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号 広島修道大学 入学センター

TEL 082-830-1100